

第3回 「乳幼児の事故」



弁護士 山下洋一郎・山口 祐輔

1. はじめに

今回は、入院中の幼児に看護師が玩具を与えたところ、これによって幼児が窒息して重篤な後遺障害が残った事案について、裁判例を紹介します。

2. 事案

- (1)患児X（当時1歳）は、気管支ぜん息等と診断され、Y病院に入院した。Xの母親は、Xが気に入っていたコップ状の玩具を持参し、病室に置いておいた。本件病室は、ナースステーションの斜め向かいであるが、同所から直接中を見渡せない位置にあり、テレビモニター等の監視装置も設けられていなかった。Y病院では、完全看護体制が取られ、家族の付添いは制限されていた。
- (2)担当看護師Aは、午後0時40分から50分ころ、本件玩具を取ってXに手渡した。Aが午後1時ころ訪室したとき、Xは本件玩具で遊んでおり、特に異常はなかった。Aはこれを見て退室し、1時30分に本件病室を訪室するまでの間、ナースステーションで事務を執ったり、ナースコールに対応するなどしていた。
- (3)Aが午後1時30分ころ訪室したとき、Xは仰向けになってベッド上に横たわっていた。本件玩具が鼻口を閉塞しており、顔面は蒼白で、心肺停止状態になっていた。Xには蘇生措置等が施されたが、痙性四肢麻痺、てんかん、精神遅滞の後遺障害が残った。
- (4)Xとその両親は、①Aの過失に基づくY病院の使用者責任、②Y病院の安全配慮義務違反などを主張して、総額1億5727万円余の損害賠償請求を行った。

3. 裁判所の判断

一審判決（横浜地裁相模原支部）は、Xらの請求を全面的に棄却した。

二審判決（東京高裁）は、Aが他の業務のため1時30分よりも早く本件病室を訪室することは事実上不可能に近かったとして、A個人の不法行為責任を否定し、これを前提とするY病院の使用者責任も否定した。他方で、Y病院には安全配慮義務（常時看護師が監視しうる体制を整えるべき義務等）の違反があるとして、Y病院の責任を認めた。

4. コメント

医療従事者個人の責任が否定され、病院の責任のみ肯定された珍しいケースです。一審と二審で結論が分かれており、法的責任の判断が難しいケースです。二審判決では、完全看護体制が採られ家族の面会が制限されている病院では通常の病院より患者に対する安全配慮義務は重いとした上で、看護師Aがぜんそくのある幼児Xに本件のような玩具を与えて30分以上病室を離れざるを得なかったことについて、病院の体制に問題があるとしました。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号日本生命千葉中央ビル7階

電話：043-225-5242